

西東京市学校選択制度に関する検討懇談会設置要綱

第1 設置

この要綱は、西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、学校選択制度の在り方について検討を行うために設置する西東京市学校選択制度に関する検討懇談会（以下「懇談会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について協議し、検討結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 通常学級における学校選択制度の今後の在り方に関すること。
- (2) 特別支援学級における学校選択制度に関すること。
- (3) 指定校変更制度に関すること。
- (4) その他学校選択制度の在り方の検討に関して教育長が必要と認めること。

第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校（以下これらを「市立学校」という。）の児童及び生徒の保護者 6人以内
- (3) 地域関係者 4人以内
- (4) 市立学校の校長 6人以内
- (5) その他教育長が必要と認める者 2人以内

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事項の協議が終了したときまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 懇談会に副座長を置き、座長の指名によりこれを定める。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

2 懇談会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。

3 その他傍聴の手續等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第8 部会

座長は、第2に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、各部会員の互選による。

3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、座長が別に定める。

第9 謝金

第3第1号から第3号まで及び第5号に規定する委員が懇談会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部学務課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。